

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

○ 包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	二
○ 県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	二
○ 建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○ 道路の区域変更	(道路課)	三
○ 公有水面埋立ての免許(二件)	(河川課)	三
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	七
○ 土地改良区役員の就任の届出	(大河原地方振興事務所)	七
○ 土地改良区役員の就任及び退任の届出(二件)	(北部地方振興事務所)	八
○ 土地改良区役員の就任の届出(二件)	(同)	九
○ 土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	一〇
○ 土地改良区の定款変更の認可	(同)	一〇
公 告	(情報システム課)	一〇
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(建築宅地課)	一〇
○ 開発行為に関する工事の完了		一一
○ 指定管理者の変更の届出		一一
○ 教育委員会臨時会の開催		一一
労働委員会		
○ 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示		一一

ページ

正 誤

○宮城県公報平成二十四年号外第四三三号中

告 示

○宮城県告示第三百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十五年四月五日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

菅 博雄

仙台市青葉区南吉成一丁目十一番地の十六

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇五〇〇三六八	気仙沼市マザースホーム 気仙沼市松崎柳沢二百十六番地八	児童発達支援 放課後等デイサービス	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	平成二十五年 四月一日
○四五〇七〇〇二七三	AndYouなとり 名取市那智が丘四丁目五―三	放課後等デイサービス	一般社団法人 悠優会	平成二十五年 四月一日
○四五〇七〇〇二九九	AndYouの丘 名取市那智が丘一丁目	放課後等デイサービス	一般社団法人 悠優会	平成二十五年 四月一日

〇四五二八〇〇一二二	目五―二十二	カムカム2 加美郡加美町菜切谷 字正源八―二	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人くもり のち晴れ	平成二十五年 四月一日
------------	--------	------------------------------	----------------	--------------------------	----------------

〇宮城県告示第三百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
〇四五二八〇〇一一三	カムカム2 加美郡加美町菜切谷 字正源八―二	児童発達支援	特定非営利活 動法人くもり のち晴れ	平成二十五年 三月一日

〇宮城県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営吉田東部1期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十九日から平成二十五年五月二十二日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

〇宮城県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営吉田東部2期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十九日から平成二十五年五月二十二日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

〇宮城県告示第三百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年四月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有限会社ヒラタ 工務店 平田 勉	巨理郡山元町大平字藤 崎六―一	般―二十四 百五十一号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十五年 三月八日
KOUEI有限 会社	仙台市若林区下飯田字 屋敷南八十七	般―二十三 第一万七千六	一部廃業 一般建設業	平成二十五年 三月四日

早坂 勇一 東日本通信工業株式会社 小室 正一	仙台市青葉区木町通二丁目五一四	般一二十三 第一万七千六百九十一号	全部廃業 一般建設業 電気通信工業	平成二十五年三月八日
小泉商事株式会社 鈴木 郁夫	大崎市古川飯川字十文字三十三	般一二十 第一万八千二百五十八号	一部廃業 一般建設業 造園工業	平成二十五年三月十三日
株式会社Sty Le Lab 二階堂 繁	仙台市青葉区東勝山二丁目二一二	般一二十四 第一万九千二百五十八号	全部廃業 一般建設業 建築工業	平成二十五年三月五日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市迫町新田字南深沢三番二地先から 同市迫町新田字南深沢三番三地先まで	前	後	一〇・〇 一一・二	一一・〇 二五・〇	一〇〇・六 一〇〇・六

○宮城県告示第三百七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十五年四月十二日

二 免許を受けた者の名称

東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所長 井上 晋一

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

位置 東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

区域

次に掲げる(1)点から(46)点までを順次結んだ線及び(46)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域の地点

- (1)点 基点から 一五七度〇三分三一秒 一〇〇・八四メートルの地点
- (2)点 (1)点から 一二〇度二分四一秒 四〇・〇六メートルの地点
- (3)点 (2)点から 一〇七度二分三八秒 〇・九一メートルの地点
- (4)点 (3)点から 一一一度四分三七秒 六・二五メートルの地点
- (5)点 (4)点から 一一一度三七分四六秒 八・九五メートルの地点
- (6)点 (5)点から 一一〇度五七分五〇秒 〇・〇五メートルの地点
- (7)点 (6)点から 一一一度二分〇八秒 七・九三メートルの地点
- (8)点 (7)点から 一一一度三分八分〇五秒 七・八五メートルの地点
- (9)点 (8)点から 一一〇度一分四分二秒 五・一四メートルの地点
- (10)点 (9)点から 一一四度〇九分〇七秒 一・四一メートルの地点
- (11)点 (10)点から 一一四度一分八分〇一秒 四・五四メートルの地点
- (12)点 (11)点から 一一四度五一分一四秒 七・八一メートルの地点
- (13)点 (12)点から 一一四度一分六分〇九秒 九・二〇メートルの地点
- (14)点 (13)点から 一一八度二分〇六秒 八・二三メートルの地点
- (15)点 (14)点から 一一六度三分二五秒 八・九二メートルの地点
- (16)点 (15)点から 一一四度二分一二秒 四・〇八メートルの地点
- (17)点 (16)点から 一一二度二分四分八秒 八・二一メートルの地点
- (18)点 (17)点から 一一五度三分四分七秒 〇・一七メートルの地点

(三)

面積

一〇三九・九一平方メートル

(注) 座標は、世界測地系による。

(19)点	(18)点から	四三度〇一分三八秒	一・三一メートルの地点
(20)点	(19)点から	一二四度四二分五〇秒	〇・七八メートルの地点
(21)点	(20)点から	一四四度二二分三〇秒	二・一四メートルの地点
(22)点	(21)点から	一七四度四五分五一秒	一・二五メートルの地点
(23)点	(22)点から	一八三度二分四八秒	二・七五メートルの地点
(24)点	(23)点から	一八七度〇五分一〇秒	〇・九二メートルの地点
(25)点	(24)点から	一九六度五一分五〇秒	二・一七メートルの地点
(26)点	(25)点から	二四〇度〇〇分五六秒	二・一一メートルの地点
(27)点	(26)点から	三三六度〇七分一秒	三・八九メートルの地点
(28)点	(27)点から	三二〇度五七分五二秒	一・〇〇メートルの地点
(29)点	(28)点から	三二二度三分二一秒	一・九八メートルの地点
(30)点	(29)点から	三一二度〇九分五七秒	〇・二一メートルの地点
(31)点	(30)点から	三一二度二分二七秒	一〇・〇九メートルの地点
(32)点	(31)点から	三〇九度一三分二九秒	二〇・一三メートルの地点
(33)点	(32)点から	三八度二七分四八秒	〇・一四メートルの地点
(34)点	(33)点から	三一一度五〇分二八秒	五・八三メートルの地点
(35)点	(34)点から	二五二度〇三分〇九秒	〇・四一メートルの地点
(36)点	(35)点から	三〇四度二九分三四秒	八・二四メートルの地点
(37)点	(36)点から	三〇四度五〇分二五秒	九・八四メートルの地点
(38)点	(37)点から	三〇九度一〇分〇七秒	二・二三メートルの地点
(39)点	(38)点から	三〇二度三九分二五秒	四・五七メートルの地点
(40)点	(39)点から	二九四度三八分三九秒	一・五九メートルの地点
(41)点	(40)点から	三〇二度〇六分一七秒	五・〇一メートルの地点
(42)点	(41)点から	三〇二度〇六分二五秒	二・四五メートルの地点
(43)点	(42)点から	二九八度〇八分〇六秒	六・七二メートルの地点
(44)点	(43)点から	三〇九度三四分五七秒	一・六八メートルの地点
(45)点	(44)点から	二八五度三四分二〇秒	六・五八メートルの地点
(46)点	(45)点から	二九八度三分二一秒	二・七七メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(イ)点から(ル)点までを順次結んだ線及び(レ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒の地点

(イ)点	基点から	一七三度三六分〇四秒	六三・九二メートルの地点
(ロ)点	(イ)点から	九五度二七分二一秒	五・一八メートルの地点
(ハ)点	(ロ)点から	一六三度〇三分三二秒	一・五九メートルの地点
(ニ)点	(ハ)点から	一五四度四三分三四秒	三・六九メートルの地点
(ホ)点	(ニ)点から	一四五度四六分二二秒	二・八一メートルの地点
(ヘ)点	(ホ)点から	一三四度二六分〇二秒	九・四五メートルの地点
(ト)点	(ヘ)点から	一三四度〇一分二九秒	七・三一メートルの地点
(チ)点	(ト)点から	一三五度五一分五〇秒	七・三六メートルの地点
(リ)点	(チ)点から	一二八度二〇分〇〇秒	六・三〇メートルの地点
(ヌ)点	(リ)点から	一二〇度二〇分五〇秒	一・五五メートルの地点
(ル)点	(ヌ)点から	一二〇度二〇分三八秒	四・〇六メートルの地点
(ヲ)点	(ル)点から	一〇七度二六分三八秒	〇・九一メートルの地点
(ワ)点	(ヲ)点から	一一一度〇四分三七秒	六・二五メートルの地点
(カ)点	(ワ)点から	一一一度三七分四六秒	八・九五メートルの地点
(コ)点	(カ)点から	一一〇度五七分五〇秒	〇・〇五メートルの地点
(ク)点	(コ)点から	一一一度〇二分〇八秒	七・九三メートルの地点
(ケ)点	(ク)点から	一一一度三八分〇五秒	七・八五メートルの地点
(ソ)点	(ケ)点から	一一〇度一八分四二秒	五・一四メートルの地点
(セ)点	(ソ)点から	一一四度〇九分〇七秒	一・四一メートルの地点
(ツ)点	(セ)点から	一四九度一八分〇一秒	四・五四メートルの地点
(ネ)点	(ツ)点から	一四三度五一分一四秒	七・八一メートルの地点
(ナ)点	(ネ)点から	一四一度一六分〇九秒	九・二〇メートルの地点
(ム)点	(ナ)点から	一三八度二二分〇六秒	八・二三メートルの地点

(ウ)点	(ム)点から	一三六度三八分二五秒	八・九二メートルの地点
(ウ)点	(ウ)点から	一四四度二〇分一二秒	四・〇八メートルの地点
(ノ)点	(ホ)点から	一三二度二六分四六秒	八・二一メートルの地点
(ホ)点	(ノ)点から	一五度三七分四七秒	〇・一七メートルの地点
(ク)点	(ホ)点から	四三度〇一分三八秒	一・三一メートルの地点
(ヤ)点	(ク)点から	一二四度四二分五〇秒	〇・七八メートルの地点
(マ)点	(ヤ)点から	一四四度二二分三〇秒	二・一四メートルの地点
(ケ)点	(マ)点から	一七四度四五分五一秒	一・二五メートルの地点
(フ)点	(ケ)点から	一八三度二分四八秒	二・七五メートルの地点
(コ)点	(フ)点から	一八七度〇五分一〇秒	〇・九二メートルの地点
(エ)点	(コ)点から	一九六度五一分五〇秒	二・一七メートルの地点
(テ)点	(エ)点から	二四〇度〇分五六秒	二・一一メートルの地点
(ア)点	(テ)点から	三三六度〇七分一一秒	三・八九メートルの地点
(サ)点	(ア)点から	三二〇度五七分五二秒	一・〇〇メートルの地点
(キ)点	(サ)点から	三二二度三分二一秒	一・九八メートルの地点
(ニ)点	(キ)点から	三一二度〇九分五七秒	〇・二一メートルの地点
(ム)点	(ニ)点から	三一二度二分二七秒	一・〇〇メートルの地点
(ミ)点	(ム)点から	三〇九度一分三二秒	二・〇一メートルの地点
(シ)点	(ミ)点から	三八度二七分四八秒	〇・一四メートルの地点
(エ)点	(シ)点から	三一一度五〇分二八秒	五・八三メートルの地点
(ヒ)点	(エ)点から	二五二度〇三分〇九秒	〇・四一メートルの地点
(モ)点	(ヒ)点から	三〇四度二九分三四秒	八・二四メートルの地点
(セ)点	(モ)点から	三〇四度五〇分二五秒	九・八四メートルの地点
(ス)点	(セ)点から	三〇九度一〇分〇七秒	二・二三メートルの地点
(ソ)点	(ス)点から	三〇二度三九分二五秒	四・五七メートルの地点
(イ)点	(ソ)点から	二九四度三八分三九秒	一・五九メートルの地点
(ロ)点	(イ)点から	三〇二度〇六分一七秒	五・〇一メートルの地点
(ハ)点	(ロ)点から	三〇二度〇六分二五秒	二・四五メートルの地点
(ニ)点	(ハ)点から	二九八度〇八分〇六秒	六・七二メートルの地点
(ホ)点	(ニ)点から	三〇九度三四分五七秒	一・六八メートルの地点
(ハ)点	(ホ)点から	二八五度三四分二〇秒	六・五八メートルの地点

(ハ)点 (ハ)点から 二九八度三分二一秒 二・七七メートルの地点

(イ)点 (イ)点から 二九八度三分三〇秒 〇・六八メートルの地点

(ロ)点 (ロ)点から 二九八度三分二八秒 四・五九メートルの地点

(ハ)点 (ハ)点から 二九八度三分三六秒 六・〇四メートルの地点

(イ)点 (イ)点から 二九五度四一分一〇秒 四・四〇メートルの地点

(ロ)点 (ロ)点から 二九六度〇九分三八秒 五・三八メートルの地点

(ハ)点 (ハ)点から 二九三度二分四一秒 四・八四メートルの地点

(イ)点 (イ)点から 二九九度〇七分〇九秒 五・九四メートルの地点

(ロ)点 (ロ)点から 二八七度〇七分一二秒 二・四五メートルの地点

(ハ)点 (ハ)点から 二九五度五七分五一秒 一・九六メートルの地点

(イ)点 (イ)点から 二九五度五八分一四秒 五・五二メートルの地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(三) 面積
一九二四・一三平方メートル

四 埋立地の用途
鉄道用地

○宮城県告示第三百七十五号
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十五年四月十九日

一 免許年月日
平成二十五年四月十二日

二 免許を受けた者の名称
宮城県漁業協同組合代表理事理事長 阿部 力太郎

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
1 埋立区域
(一) 位置
東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域
次に掲げる(1)点から(9)点までを順次結んだ線及び(9)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

域

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒の地点

- (1)点 基点から 一六三度〇八分三三秒 六五・一八メートルの地点
- (2)点 (1)点から 一六三度〇三分三二秒 一・五九メートルの地点
- (3)点 (2)点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点
- (4)点 (3)点から 一四五度四六分二二秒 二・八一メートルの地点
- (5)点 (4)点から 一三四度二六分〇二秒 九・四五メートルの地点
- (6)点 (5)点から 一三四度〇一分二九秒 七・三一メートルの地点
- (7)点 (6)点から 一三五度五一分五〇秒 七・三六メートルの地点
- (8)点 (7)点から 一二八度二〇分〇〇秒 六・三〇メートルの地点
- (9)点 (8)点から 一二〇度二〇分五〇秒 一・五五メートルの地点
- (10)点 (9)点から 二〇三度〇〇分〇一秒 一五・二八メートルの地点
- (11)点 (10)点から 二九八度二分三〇秒 〇・六八メートルの地点
- (12)点 (11)点から 二九八度二分二八秒 四・五九メートルの地点
- (13)点 (12)点から 二九八度二分三六秒 六・〇四メートルの地点
- (14)点 (13)点から 二九五度四一分一〇秒 四・四〇メートルの地点
- (15)点 (14)点から 二九六度〇九分三八秒 五・三八メートルの地点
- (16)点 (15)点から 二九三度二分四一秒 四・八四メートルの地点
- (17)点 (16)点から 二九五度三七分一四秒 八・三六メートルの地点
- (18)点 (17)点から 二八七度〇七分二二秒 二・四五メートルの地点
- (19)点 (18)点から 二九五度五七分五一秒 一・九六メートルの地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積

七三六・七三平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(イ)点から(ヤ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒の地点

- (イ)点 基点から 一七三度三六分〇四秒 六三・九二メートルの地点
- (ロ)点 (イ)点から 九五度二七分一秒 五・一八メートルの地点
- (ハ)点 (ロ)点から 一六三度〇三分三二秒 一・五九メートルの地点
- (ニ)点 (ハ)点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点
- (ホ)点 (ニ)点から 一四五度四六分二二秒 二・八一メートルの地点
- (ヘ)点 (ホ)点から 一三四度二六分〇二秒 九・四五メートルの地点
- (ト)点 (ヘ)点から 一三四度〇一分二九秒 七・三一メートルの地点
- (チ)点 (ト)点から 一三五度五一分五〇秒 七・三六メートルの地点
- (リ)点 (チ)点から 一二八度二〇分〇〇秒 六・三〇メートルの地点
- (ヌ)点 (リ)点から 一二〇度二〇分五〇秒 一・五五メートルの地点
- (ル)点 (ヌ)点から 二〇三度二〇分三〇秒 一五・二八メートルの地点
- (ヲ)点 (ル)点から 二〇七度二六分三八秒 〇・九一メートルの地点
- (ワ)点 (ヲ)点から 二二一度〇四分三七秒 六・二五メートルの地点
- (カ)点 (ワ)点から 二二一度三七分四六秒 八・九五メートルの地点
- (ヨ)点 (カ)点から 二二〇度五七分五〇秒 〇・〇五メートルの地点
- (夕)点 (ヨ)点から 二二一度〇二分〇八秒 七・九三メートルの地点
- (ソ)点 (夕)点から 二二一度三八分〇五秒 七・八五メートルの地点
- (ツ)点 (ソ)点から 二二〇度二八分四二秒 五・一四メートルの地点
- (ネ)点 (ツ)点から 一四九度一八分〇一秒 四・五四メートルの地点
- (ナ)点 (ネ)点から 一四三度五一分一四秒 七・八一メートルの地点
- (ラ)点 (ナ)点から 一四一度一六分〇九秒 九・二〇メートルの地点
- (ム)点 (ラ)点から 一三八度二分〇六秒 八・二三メートルの地点
- (ウ)点 (ム)点から 一三六度三八分二五秒 八・九二メートルの地点
- (中)点 (ウ)点から 一四四度二〇分一二秒 四・〇八メートルの地点
- (ノ)点 (中)点から 一三二度二六分四六秒 八・二一メートルの地点
- (オ)点 (ノ)点から 一五度三七分四七秒 〇・一七メートルの地点
- (ク)点 (オ)点から 四三度〇一分三八秒 一・三一メートルの地点
- (ヤ)点 (ク)点から 一二四度四二分五〇秒 〇・七八メートルの地点

(マ)点	(マ)点から	一四四度二分三〇秒	二・一四メートルの地点
(ケ)点	(マ)点から	一七四度四五分一秒	一・二五メートルの地点
(フ)点	(ケ)点から	一八三度二分四八秒	二・七五メートルの地点
(ク)点	(フ)点から	一八七度〇五分一〇秒	〇・九二メートルの地点
(エ)点	(ク)点から	一九六度五一分五〇秒	二・一七メートルの地点
(テ)点	(エ)点から	二四〇度〇〇分五六秒	二・一一メートルの地点
(ア)点	(テ)点から	三三六度〇七分一秒	三・八九メートルの地点
(サ)点	(ア)点から	三二〇度五七分五二秒	一・〇〇メートルの地点
(キ)点	(サ)点から	三二二度三分二一秒	一・九八メートルの地点
(ニ)点	(キ)点から	三二二度〇九分五七秒	〇・二二メートルの地点
(メ)点	(ニ)点から	三二二度一分二七秒	一〇・〇九メートルの地点
(ミ)点	(メ)点から	三〇九度一分三二秒	二〇・一三メートルの地点
(シ)点	(ミ)点から	三八度二七分四八秒	〇・一四メートルの地点
(ソ)点	(シ)点から	三一一度五〇分二八秒	五・八三メートルの地点
(ヒ)点	(ソ)点から	二五二度〇三分〇九秒	〇・四一メートルの地点
(ホ)点	(ヒ)点から	三〇四度二九分三四秒	八・二四メートルの地点
(セ)点	(ホ)点から	三〇四度五〇分二五秒	九・八四メートルの地点
(ス)点	(セ)点から	三〇九度一〇分〇七秒	二・二三メートルの地点
(ン)点	(ス)点から	三〇二度三九分二五秒	四・五七メートルの地点
(イ)点	(ン)点から	二九四度三八分三九秒	一・五九メートルの地点
(ロ)点	(イ)点から	三〇二度〇六分一七秒	五・〇一メートルの地点
(ハ)点	(ロ)点から	三〇二度〇六分二五秒	二・四五メートルの地点
(ニ)点	(ハ)点から	二九八度〇八分〇六秒	六・七二メートルの地点
(ホ)点	(ニ)点から	三〇九度三四分五七秒	一・六八メートルの地点
(ハ)点	(ホ)点から	二八五度三四分二〇秒	六・五八メートルの地点
(ト)点	(ハ)点から	二九八度三分二一秒	二・七七メートルの地点
(チ)点	(ト)点から	二九八度三分三〇秒	〇・六八メートルの地点
(リ)点	(チ)点から	二九八度二分二八秒	四・五九メートルの地点
(ル)点	(リ)点から	二九八度三分三六秒	六・〇四メートルの地点
(レ)点	(ル)点から	二九五度四一分一〇秒	四・四〇メートルの地点
(イ)点	(レ)点から	二九六度〇九分三八秒	五・三八メートルの地点

(イ)点	(イ)点から	二九三度二分四一秒	四・八四メートルの地点
(ロ)点	(イ)点から	二九九度〇七分〇九秒	五・九四メートルの地点
(ハ)点	(ロ)点から	二八七度〇七分二秒	二・四五メートルの地点
(ニ)点	(ハ)点から	二九五度五七分五一秒	一・九六メートルの地点
(ヒ)点	(ニ)点から	二九五度五八分一四秒	五・五二メートルの地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(三) 面積

一九二四・一三平方メートル

四 埋立地の用途

漁業施設用地

○宮城県告示第三百七十六号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 八号防災緑地二号

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 野 好 昭

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
-------	----	-----	-----

平成二十五年三月二十七日	佐藤敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二六番地	理事
--------------	------	--------------------	----

○宮城県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月二十八日	鎌田寛一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理事
平成二十五年三月二十八日	渡邊 哲	加美郡加美町宮崎字新町二番二番地	理事
平成二十五年三月二十八日	佐藤永幸	加美郡加美町字原南江端二十三番地	理事
平成二十五年三月二十八日	加藤賢治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地二	理事
平成二十五年三月二十八日	天野勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番	理事
平成二十五年三月二十八日	澁谷耕造	加美郡加美町字下野目清水田北十四番地	理事
平成二十五年三月二十八日	本多栄一	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	理事
平成二十五年三月二十八日	渡部一雄	加美郡加美町新小路百七十一番地	理事
平成二十五年三月二十八日	三浦俊郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	理事
平成二十五年三月二十八日	高橋清治	加美郡加美町字屋敷二十一番地	理事
平成二十五年三月二十八日	早坂一洋	加美郡加美町字原街道端四番地三	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月二十七日	加藤孝志	加美郡加美町字味ヶ袋字沢百十一番地	理事
平成二十五年三月二十七日	鎌田寛一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理事
平成二十五年三月二十七日	本多栄一	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	理事
平成二十五年三月二十七日	今野徳男	加美郡加美町宮崎字坂下三番六十六番地	理事
平成二十五年三月二十七日	天野勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理事
平成二十五年三月二十七日	加藤賢治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地二	理事
平成二十五年三月二十七日	渡部一雄	加美郡加美町新小路百七十一番地	理事
平成二十五年三月二十七日	佐藤永幸	加美郡加美町字原南江端二十三番地	理事
平成二十五年三月二十七日	吉岡隆生	加美郡加美町字右衛門三十八番地	理事
平成二十五年三月二十七日	澁谷眞悦	加美郡加美町字芋沢植村二番地	理事
平成二十五年三月二十七日	三浦俊郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	理事

○宮城県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年四月一日	菅原勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十五年四月一日	佐々木良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月三十一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十五年三月三十一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
平成二十五年四月一日	木村 俊吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十五年四月一日	青沼 信次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事
平成二十五年四月一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事
平成二十五年四月一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十五年四月一日	結城 猛夫	大崎市古川飯川字十文字三百四十番地一	理事
平成二十五年四月一日	千坂 一郎	加美郡加美町平柳字六兵禰二番地一	理事
平成二十五年四月一日	高橋 博克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事
平成二十五年四月一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
平成二十五年四月一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
平成二十五年四月一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
平成二十五年四月一日	佐々木 琢磨	大崎市古川大崎字名生前川原八番地	理事
平成二十五年四月一日	木村 一志	大崎市古川耳取字天神十二番地	理事
平成二十五年四月一日	今埜 辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地一	理事
平成二十五年四月一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	理事
平成二十五年四月一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	理事
平成二十五年四月一日	千葉 良博	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	理事

○宮城県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

平成二十五年三月三十一日	木村 俊吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十五年三月三十一日	福原 淑郎	大崎市古川新堀字高谷十六番地	理事
平成二十五年三月三十一日	大場 一典	大崎市古川大崎字名生前川原二十三番地	理事
平成二十五年三月三十一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事
平成二十五年三月三十一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十五年三月三十一日	佐々木 勝市	大崎市古川下中目字古河九十六番地一	理事
平成二十五年三月三十一日	結城 猛夫	大崎市古川飯川字十文字三百四十番地一	理事
平成二十五年三月三十一日	青沼 信次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事
平成二十五年三月三十一日	千坂 一郎	加美郡加美町平柳字六兵禰二番地一	理事
平成二十五年三月三十一日	高橋 博克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事
平成二十五年三月三十一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
平成二十五年三月三十一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
平成二十五年三月三十一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
平成二十五年三月三十一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	理事
平成二十五年三月三十一日	佐々木 琢磨	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	理事
平成二十五年三月三十一日	青沼 善徳	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	理事

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮崎 博之

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月十四日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成二十五年三月十四日	伊藤 英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地	監事

○宮城県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員

員の就任について、次のとおり届出があった。

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月十八日	佐藤 靖秀	栗原市一迫狐崎八甫十六番地二	理事

○宮城県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良区

の役員

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年三月三十一日	吉田 和夫	石巻市蛇田字埴寺十二番地	理事

○宮城県告示第三百八十三号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十

条第二項の規定により、平成二十五年四月十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ新通信網サービス 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 東北インテリジェント通信株式会社 仙台市青葉区一番町三丁目七番

一号

五 落札金額 三億三千九百五十二万五千五百一円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大塩字表沢十番十一

東松島市矢本字町浦三十番地三

織谷 攻

織谷 一美

織谷 一美

織谷 一美

織谷 一美

今野 敏之	宮城県労働委員会委員 株式会社ユニメテック代表取締役社長	宮城県印刷工業組合理事長	平24. 4. 1
岡崎 智政	宮城県労働委員会委員 株式会社三陸河北新報社顧問	株式会社三陸河北新報社代表取締役社長	平24. 4. 1
丸山 稔	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社入財部部長	東北電力株式会社岩手支店副支店長	平24. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員 公益財団法人七十七銀行振興財団業務執行理事	株式会社七十七銀行取締役	平24. 4. 1
伊藤 吉里	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	社団法人宮城県経営者協会事務局長	平24. 7. 1
谷関 邦康	宮城県労働委員会事務局長		平25. 4. 1
石神 敏夫	宮城県労働委員会事務局長兼 総務課長		平24. 4. 1
鈴木 英人	宮城県労働委員会事務局参事兼 審査調整課長		平24. 4. 1

正 誌

○宮城県公報平成二十四年号外第四三三号(平成二十四年十月三十一日付け)中

ページ

段

行

正

誌

一

一

七

年

日

平成

年

月

日